

石川県公報

平成31年3月15日

第13189号(金曜日)

毎週2回 火曜 金曜発行

目次

告 示		公 告	
○介護扶助のための居宅介護を担当させる機関の指定 (厚生政策課)	1	○石川県指定金融機関の名称及び所在地の一部改正 (出納室)	4
○介護支援給付のための居宅介護を担当させる機関の指定 (同)	1	○石川県指定金融機関の名称及び所在地の一部改正 (同)	4
○生活保護法に基づく指定介護機関の事業所の所在地の変更の届出 (同)	2	○大規模小売店舗の新設の届出の公告 (経営支援課)	5
○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定介護機関の事業所の所在地の変更の届出 (同)	2	○入札公告 (労働企画課)	6
○保安林の指定の解除予定 (森林管理課)	2	○土地改良区の役員退任公告 (農業基盤課)	7
○一般国道の区域の変更 (道路整備課)	3	○土地改良区の役員就任公告 (同)	8
○県道の区域の変更 (同)	3	○地域登録検査機関の変更の届出の公告 (農業安全課)	8
○一般国道の供用の開始 (同)	3	○公共測量終了公告 (監理課)	9
○県道の供用の開始 (同)	3	○開発行為及び公共施設に関する工事の完了公告 (建築住宅課)	9
○道路の占用を制限する区域の指定 (同)	4		
		選挙管理委員会	
		○個人演説会、政党演説会及び政党等演説会を開催することができる公営施設の指定の取消しの報告	9

告 示

石川県告示第87号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項の規定により、介護扶助のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成31年3月15日

石川県知事 谷 本 正 憲

居宅介護事業者		居宅介護事業所		指 定 年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地	
グランファルマ株式会社	金沢市本町1-5-2 リファーレ18F	軽海あおぞら薬局	小松市西軽海町1-137	平成31年 3月1日

石川県告示第88号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定によりその例によることとされる生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項の規定により、介護支援給付のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成31年3月15日

石川県知事 谷 本 正 憲

居宅介護事業者		居宅介護事業所		指 定 年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地	
グランファルマ株式会社	金沢市本町1-5-2 リファーレ18F	軽海あおぞら薬局	小松市西軽海町1-137	平成31年 3月1日

石川県告示第89号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護機関から、次のとおり事業所の所在地を変更した旨の届出があった。

平成31年3月15日

石川県知事 谷 本 正 憲

居宅介護事業者		居宅介護事業所		変更 年月日
名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地	
イオンリテール株式会社	千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1	イオン薬局イオンスタイル新小松	新 小松市清六町315番地	平成31年 2月21日
			旧 小松市沖周辺土地区画整理事業区域内20街区	

石川県告示第90号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定によりその例によることとされる生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護機関から、次のとおり事業所の所在地を変更した旨の届出があった。

平成31年3月15日

石川県知事 谷 本 正 憲

居宅介護事業者		居宅介護事業所		変更 年月日
名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地	
イオンリテール株式会社	千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1	イオン薬局イオンスタイル新小松	新 小松市清六町315番地	平成31年 2月21日
			旧 小松市沖周辺土地区画整理事業区域内20街区	

石川県告示第91号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定である。

平成31年3月15日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 解除予定保安林の所在場所
羽咋市一ノ宮町寺家町滝町入会地赤山1の19・1の169・1の170（以上3筆について次の図に示す部分に限る）、1の191、1の192、1の144
- 保安林として指定された目的
水源の涵養^{かん}
- 解除の理由
道路用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を石川県農林水産部森林管理課及び羽咋市役所に備え置いて縦覧に供する。）

- 解除予定保安林の所在場所
羽咋市柳田町壺壺18の11
- 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 解除の理由
道路用地とするため

石川県告示第92号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり一般国道の区域を変更した。
 なお、その関係図面は、平成31年3月15日から同月29日まで縦覧に供する。

平成31年3月15日

石川県知事 谷 本 正 憲

路線名	道路の区域				関係図面の縦覧場所
	変更の区間	旧新別	敷地の幅員(m)	延長(m)	
249号	羽咋市一ノ宮町53番1地先から	旧	12.34~13.35	43.0	羽咋土木事務所維持管理課
	羽咋市一ノ宮町38番1地先まで	新	13.34~13.41	43.0	
"	羽咋郡志賀町大島耕110番4地先から	旧	10.05~17.29	140.5	"
	羽咋郡志賀町大島耕116番地先まで	新	12.44~17.29	140.5	
415号	羽咋市福水町ナ45番1地先から	旧	7.70~55.20	296.4	"
	羽咋市千石町ろ63番地先まで	新	11.60~60.60	284.5	

石川県告示第93号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり県道の区域を変更した。
 なお、その関係図面は、平成31年3月15日から同月29日まで縦覧に供する。

平成31年3月15日

石川県知事 谷 本 正 憲

路線名	道路の区域				関係図面の縦覧場所
	変更の区間	旧新別	敷地の幅員(m)	延長(m)	
輪島富来線	輪島市門前町二又川弐七7番地先から	旧	4.50~32.60	118.0	奥能登土木総合事務所維持管理課
	輪島市門前町二又川弐五28番地先まで	新	14.20~32.60	118.0	

石川県告示第94号

次のとおり一般国道の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、告示する。

なお、その関係図面は、平成31年3月15日から同月29日まで縦覧に供する。

平成31年3月15日

石川県知事 谷 本 正 憲

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日	関係図面の縦覧場所
249号	羽咋市一ノ宮町53番1地先から 羽咋市一ノ宮町38番1地先まで	平成31年3月15日	羽咋土木事務所維持管理課
"	羽咋郡志賀町大島耕110番4地先から 羽咋郡志賀町大島耕116番地先まで	"	"
415号	羽咋市福水町ナ45番1地先から 羽咋市千石町ろ63番地先まで	"	"

石川県告示第95号

次のとおり県道の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、告示する。
 なお、その関係図面は、平成31年3月15日から同月29日まで縦覧に供する。

平成31年3月15日

石川県知事 谷 本 正 憲

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日	関係図面の縦覧場所
輪島富来線	輪島市門前町二又川式七7番地先から 輪島市門前町二又川式五28番地先まで	平成31年3月15日	奥能登土木 総合事務所 維持管理課

石川県告示第96号

道路法（昭和27年法律第180号）第37条第1項の規定により、次のとおり道路の占用を制限する区域を指定する。
なお、その関係図面は、平成31年3月15日から同月29日まで縦覧に供する。

平成31年3月15日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 道路の種類、路線名、占用を制限する区域及び関係図面の縦覧場所

道路の種類	路線名	占用を制限する区域	関係図面の縦覧場所
一般国道	249号	羽咋市一ノ宮町53番1地先から 羽咋市一ノ宮町38番1地先まで	羽咋土木事務所維持管理課
〃	〃	羽咋郡志賀町大島耕110番4地先から 羽咋郡志賀町大島耕116番地先まで	〃
〃	415号	羽咋市福水町ナ45番1地先から 羽咋市千石町ろ63番地先まで	〃

2 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

3 占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

4 占用の制限の開始の期日

平成31年3月15日

石川県告示第97号

石川県指定金融機関の名称及び所在地（昭和39年石川県告示第192号）の一部を次のように改正し、平成31年2月25日から適用する。

平成31年3月15日

石川県知事 谷 本 正 憲

表の株式会社北国銀行賢坂辻支店の項中「金沢市横山町」を「金沢市橋場町」に改める。

石川県告示第98号

石川県指定金融機関の名称及び所在地（昭和39年石川県告示第192号）の一部を次のように改正し、平成31年3月4日から適用する。

平成31年3月15日

石川県知事 谷 本 正 憲

表の株式会社北国銀行玉鉾支店の項中「金沢市玉鉾5丁目」を「金沢市新神田5丁目」に改める。

公 告

大規模小売店舗の新設の届出の公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗を新設する旨の届出があった。

なお、法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、県に対し、意見書の提出により意見を述べるができる。

平成31年3月15日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

アルビス北安田店 クスリのアオキ北安田南店

白山市松任北安田南部地区土地区画整理事業施行地区内23街区1番 外68筆

2 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 大規模小売店舗を設置する者

アルビス株式会社 代表取締役 池田 和男

富山県射水市流通センター水戸田三丁目4番地

株式会社クスリのアオキ 代表取締役 青木 宏憲

白山市松本町2512番地

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者

アルビス株式会社 代表取締役 池田 和男

富山県射水市流通センター水戸田三丁目4番地

株式会社クスリのアオキ 代表取締役 青木 宏憲

白山市松本町2512番地

3 大規模小売店舗の新設をする日

平成31年10月28日

4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

5,312平方メートル

5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の位置及び収容台数

位置 縦覧による。

収容台数 380台

(2) 駐輪場の位置及び収容台数

位置 縦覧による。

収容台数 70台

(3) 荷さばき施設の位置及び面積

位置 縦覧による。

面積 114平方メートル

(4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

位置 縦覧による。

容量 43立方メートル

6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

アルビス株式会社 午前8時から翌午前0時まで

株式会社クスリのアオキ 午前9時から翌午前0時まで

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

- 午前7時30分から翌午前0時15分まで
- (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
出入口の数 4箇所
位置 縦覧による。
- (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前6時～午後10時(一部24時間)
- 7 届出年月日
平成31年2月27日
- 8 届出等の縦覧場所
石川県商工労働部経営支援課、石川県行政情報サービスセンター及び白山市産業部商工課
- 9 届出等の縦覧期間
平成31年3月15日から同年7月15日まで
- 10 意見書の提出期限及び提出先並びに問合せ先
平成31年7月15日
金沢市鞍月1丁目1番地
石川県商工労働部経営支援課

入 札 公 告

次のとおり一般競争入札を実施する。

平成31年3月15日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 委託業務名
石川障害者職業能力開発校給食業務委託
- (2) 業務内容
仕様書等による。
- (3) 委託期間
平成31年4月1日から平成32年3月31日まで

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

この入札に参加することができる者は、平成10年度以降石川県が発注する物品の製造の請負、物品の購入等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査の申請の時期及び方法等(平成9年石川県告示第581号)及び平成12年度以降石川県が発注する建築物の管理業務の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査の申請の時期及び方法等(平成11年石川県告示第653号)に基づき、平成30年度において競争入札参加者資格を有する者で、次に掲げる条件の全てに該当し、かつ、知事によりこの契約に係る入札参加資格の確認を受けたものであること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 県の指名停止措置を受けていない者であること。
- (3) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 役員等(個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。)が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)である者

イ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与している者

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしている者

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

3 入札者に要求される義務

入札者は、入札参加資格確認申請書を提出しなければならない。入札参加資格確認申請書には、次に示す事項について証明する書類を添えて平成31年3月22日（金）までに5(1)の提出場所に提出すること。なお、契約担当者から当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

- (1) 仕様書に定められる業務内容を公正かつ的確に遂行し得る者であること。
- (2) 国又は地方公共団体が発注した各種委託業務を受注し、又は履行した実績を有し、この委託業務の履行が可能であると認められる者であること。

4 入札参加資格の確認結果の通知

確認結果の通知は、平成31年3月26日（火）までに入札参加資格確認結果通知書の郵送等により行う。

5 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、仕様書及び入札参加資格確認申請書の交付場所並びに問合せ先

〒921-8836 野々市市末松2丁目245番地

石川障害者職業能力開発校 庶務課 電話番号 076-248-2235

- (2) 仕様書等の交付方法

(1)の交付場所において交付

- (3) 入札書の受領期限

平成31年3月28日（木）午前11時30分（郵送の場合は、書留郵便とし、受領期限内必着とする。宛先は、(1)の提出場所とする。）

- (4) 開札の日時及び場所

平成31年3月28日（木）午前11時40分 石川障害者職業能力開発校 会議室

6 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

7 落札者の決定方法

石川県財務規則（昭和38年石川県規則第67号）第119条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

8 入札に関する注意事項

- (1) 入札参加者は、入札当日、入札参加資格確認結果通知書を提示すること。
- (2) 入札参加者は、仕様書、契約書案その他関係書類を熟覧の上、入札すること。
- (3) 入札参加資格を有すると認められた者が入札を希望しないときは、入札に参加しないことができる。この場合において、県は、入札に参加しないことを理由に不利益な取扱いを行わない。

9 入札の無効

この公告に示した入札に参加する資格のない者、入札参加資格の確認手続等を行わない者、入札に関する注意事項を遵守しない者及び入札心得に違反した者のした入札は、無効とする。

10 契約書作成の要否

要

11 入札保証金及び契約保証金

免除

土地改良区の役員退任公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任した旨の届出があった。

平成31年3月15日

石川県知事 谷 本 正 憲

手取川宮竹用水土地改良区

職名	氏名	住 所	退任年月日
理事	善田 晋作	能美市岩内町又10番地	平成31年1月31日
〃	酒井 悌次郎	〃 寺井町ム47番地2	〃
〃	西村 徹	小松市八幡壬232番地	〃
〃	吉田 則明	能美市寺井町ラ100番地1	〃
〃	竹田 喜義	小松市長田町ヘ152番地	〃
〃	北野 哲	能美市中ノ江町イ73番地	〃
〃	新田 壽一	〃 徳山町2028番地	〃
〃	清水 平太郎	小松市荒屋町甲33番地	〃
〃	亀田 保	能美市新保町チ17番地	〃
〃	土定 徳好	小松市長崎町ホ452番地	〃
監事	中本 安正	能美市倉重町甲67番地	〃
〃	吉田 邦博	〃 浜開発町丁120番地1	〃
〃	竹田 太多志	小松市長田町リ108番	〃
〃	石浦 義守	能美市牛島町ロ261番地	〃

土地改良区の役員就任公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が就任した旨の届出があった。

平成31年3月15日

石川県知事 谷 本 正 憲

手取川宮竹用水土地改良区

職名	氏名	住 所	就任年月日
理事	善田 晋作	能美市岩内町又10番地	平成31年2月1日
〃	亀田 保	〃 新保町チ17番地	〃
〃	石浦 義守	〃 牛島町ロ261番地	〃
〃	北野 哲	〃 中ノ江町イ73番地	〃
〃	宮西 健吉	小松市松梨町乙55番地	〃
〃	北村 進二	〃 千代町イ234番地	〃
〃	土定 徳好	〃 長崎町ホ452番地	〃
〃	宮越 政能	〃 河田町ク119番地	〃
監事	南 康博	能美市下開発町ア65番地	〃
〃	村本 登代二	〃 徳久町ナ38番地	〃
〃	高橋 幸兵	小松市高堂町ト187番地	〃
〃	西出 良弘	能美市徳山町160番地	〃

地域登録検査機関の変更の届出の公告

農産物検査法（昭和26年法律第144号）第17条第7項の規定により、地域登録検査機関から、次のとおり登録事項の変更の届出があった。

平成31年3月15日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 1 地域登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
有限会社いまい
今井 信雄
羽咋市金丸出町カの部33番地2

2 変更した事項

農産物検査を行う農産物検査員の氏名、住所及び当該農産物検査員が農産物検査を行う農産物の種類登録台帳から抹消された者

氏 名	住 所	農産物検査を行う農産物の種類
八十田 敏彦	鹿島郡中能登町金丸ケ部56	玄米

公共測量終了公告

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、国土交通省北陸地方整備局 金沢河川国道事務所長から、次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

平成31年3月15日

石川県知事 谷 本 正 憲

作 業 種 類	作 業 期 間	作 業 地 域
公 共 測 量 (航空レーザ測量)	平成30年6月27日から 平成31年2月28日まで	白山市白峰地内他

開発行為及び公共施設に関する工事の完了公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)に基づく次の開発行為及び公共施設に関する工事が完了した。

平成31年3月15日

石川県知事 谷 本 正 憲

開発区域に含まれる地域の名称	公共施設の種類、位置及び区域	開発許可を受けた者
河北郡津幡町字潟端445番3、446番1、447番1、448番1、449番1、449番7、450番1、450番7、450番9及び450番10	緑地 河北郡津幡町字潟端449番7、450番9及び450番10	金沢市保古一丁目28番地 株式会社ハクトー

選 挙 管 理 委 員 会

石川県選挙管理委員会告示第19号

公職選挙法(昭和25年法律第100号)第161条第1項第3号の規定による個人演説会、政党演説会及び政党等演説会を開催することができる公営施設につき、次のとおり指定を取り消した旨の報告があったので、同条第4項の規定により告示する。

平成31年3月15日

石 川 県 選 挙 管 理 委 員 会

市町名	施 設 名	所 在 地	指定取消年月日
七尾市	七尾市和倉温泉観光会館大ホール	七尾市和倉町貳部13-1	平成31年2月8日
七尾市	七尾市和倉温泉観光会館中ホール	七尾市和倉町貳部13-1	平成31年2月8日
七尾市	七尾市勤労者総合福祉センター多目的ホール	七尾市小島町西部1-3	平成31年2月8日
七尾市	サンビーム日和ヶ丘ホール	七尾市垣吉町へ部24番地	平成31年2月8日

